

# 令和6年度

## 市民税・県民税・森林環境税の計算方法

### 目 次

<b>1</b>	市民税を納める人（納税義務者）	1
<b>2</b>	市民税のかからない人	1
<b>3</b>	税額の計算方法	1
<b>4</b>	所得の種類と所得金額の計算方法	2
<b>5</b>	非課税所得	3
<b>6</b>	給与所得金額の計算	3
<b>7</b>	公的年金等（雑）所得金額の計算	4
<b>8</b>	所得控除	4
<b>9</b>	所得割の税率	6
<b>10</b>	税額控除	7
<b>11</b>	課税の特例	10
<b>12</b>	申告	12
<b>13</b>	納税の方法	12
<b>14</b>	「市民税・県民税・森林環境税」と「所得税」の違い	13
	Q&A	14

## 市民税・県民税・森林環境税の計算方法

### 1 市民税を納める人（納税義務者）

個人の市民税の納税義務者は、次のとおりです。

納税義務者	納めるべき税額	
	均等割	所得割
和歌山市内に住所がある人	○	○
和歌山市内に住所はないが、事務所、事業所又は家屋敷のある人	○	×

○ 和歌山市内に住所があるか、あるいは事務所などがあるかは、その年の1月1日現在（賦課期日といいます。）の状況で判断されます。

したがって、たとえばその年の1月1日に和歌山市に住所があれば、1月2日以降に他の市町村へ転出しても、その年度の個人市民税は和歌山市に納めていただくことになります。

### 2 市民税のかからない人

市民税・県民税・森林環境税がかからない人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人</li> <li>○ 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人（給与所得者の年収に換算しますと204万3,999円以下の人）</li> <li>○ 前年中の合計所得金額が、次の算式で求めた金額以下の人  <math>31万5千円 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数}) + 10万円 + 18万9千円</math>                      ※同一生計配偶者及び扶養親族のいずれも有しない場合は41万5千円</li> </ul>
市民税・県民税の所得割がかからない人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 前年中の総所得金額等が、次の算式で求めた金額以下の人  <math>35万円 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数}) + 10万円 + 32万円</math>                      ※同一生計配偶者及び扶養親族のいずれも有しない場合は45万円</li> </ul>

○ 所得とは、所得の種類に応じて、それぞれ前年1月1日から12月31日までの1年間の収入金額から、その収入を得るための必要経費（給与所得の場合は給与所得控除額）を差し引いたものです。

### 3 税額の計算方法

令和6年度の市民税・県民税・森林環境税は、前年（令和5年）中の所得金額を基礎として、計算したものです。

#### （1）市民税・県民税の均等割額及び森林環境税額（国税）

均等割額	市民税	3,000円
	県民税	1,500円（うち、紀の国森づくり税500円）
森林環境税（国税）		1,000円

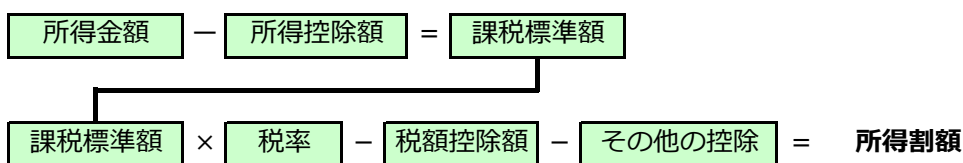
※ 県民税は、課税のしくみが市民税と同じであるため、和歌山市が市民税と併せて課税及び徴収し、和歌山県へ払い込んでいます。

※ 紀の国森づくり税は、平成19年度から県民税均等割額に500円が含まれています。

※ 森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、市・県民税の均等割と併せて1人年額1,000円が課税されます。

(2) 市民税・県民税の所得割額

所得割額は、前年中の所得金額を基礎として、次のような順序で計算します。



4 所得の種類と所得金額の計算方法

	所得の種類	所得の具体例	所得金額の計算方法
総合課税	①利子所得	公社債や預貯金の利子など	収入金額＝利子所得
	②配当所得	株式や出資の配当金など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子
	③不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額－必要経費
	④事業所得	農業、漁業、製造業、小売業などの事業から生じる所得	収入金額－必要経費
	⑤給与所得	給料、賃金、賞与など	収入金額－給与所得控除額 (3ページ参照)
	⑥譲渡所得	ゴルフ会員権、書画、貴金属などの資産の譲渡による所得	収入金額－資産の取得価格などの必要経費－特別控除額(最高50万円) ※保有期間が5年を超える長期の譲渡所得は、所得金額を1/2にして税額を計算します。
	⑦一時所得	競馬の払戻金、生命保険の配当金、クイズの賞金など	収入金額－必要経費－特別控除額(最高50万円) ※一時所得は、所得金額を1/2にして税額を計算します。
	⑧雑所得	公的年金等、原稿料など、他の所得にあてはまらない所得	次の①と②の合計額 ① 公的年金等の収入額－公的年金等控除額 (4ページ参照) ② ①を除く雑所得の収入金額－必要経費
分離課税	⑨土地・建物等の譲渡所得	土地・家屋などの資産を売った場合に生じる所得	収入金額－資産の取得価格などの必要経費－特別控除額
	⑩株式等に係る譲渡所得	株式等を売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費
	⑪先物取引に係る雑所得	商品先物等の取引による所得	収入金額－必要経費
	⑫退職所得	退職金	(収入金額－退職所得控除額) × 1/2 ※ただし、所得税法第30条第4項に規定する役員等で勤続年数が5年以下である者が支払いを受ける場合については、収入金額から退職所得控除額を控除した額
	⑬山林所得	山林(立木)を伐採して譲渡したことなどによる所得	収入金額－必要経費－特別控除額(最高50万円)

## 5 非課税所得

次のような場合は、課税されません。（非課税所得といいます。）

<所得税法の規定によるもの>

- ① 傷病者や遺族が受ける恩給や年金など
- ② 給与所得者の出張旅費、通勤手当
- ③ 生活用動産（時価30万円以内）の譲渡によって生じる所得
- ④ オープン型証券投資信託の特別分配金
- ⑤ 損害保険金、損害賠償金、慰謝料など
- ⑥ その他（障害者等の少額預貯金（元本350万円以下）の利子所得など）

<租税特別措置法の規定によるもの>

- ① 障害者等の少額公債（元本350万円以下）の利子
- ② 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄（元本550万円以下）の利子所得など
- ③ 国又は地方公共団体等に財産を寄付した場合の譲渡所得など
- ④ その他（納税準備預金の利子など）

<その他の法の規定によるもの>

- ① 健康保険・国民健康保険による高額療養費などの給付
- ② 厚生年金・国民年金による遺族年金・障害年金等の給付
- ③ 雇用保険の失業給付
- ④ 生活保護法・児童福祉法・身体障害者福祉法によって給付する金品
- ⑤ その他（児童扶養手当・児童手当など）

## 6 給与所得金額の計算

給与所得の金額は、収入金額に応じて次のように計算されます。

収入金額		給与所得金額	
～	550,999円		0円
551,000円	～ 1,618,999円	収入金額	- 550,000円
1,619,000円	～ 1,619,999円		1,069,000円
1,620,000円	～ 1,621,999円		1,070,000円
1,622,000円	～ 1,623,999円		1,072,000円
1,624,000円	～ 1,627,999円		1,074,000円
1,628,000円	～ 1,799,999円	収入金額÷4（千円未満切り捨て）	A × 2.4 + 100,000円
1,800,000円	～ 3,599,999円		A × 2.8 - 80,000円
3,600,000円	～ 6,599,999円	= 算出金額 A	A × 3.2 - 440,000円
6,600,000円	～ 8,499,999円		収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円	～		収入金額 - 1,950,000円

### 【所得金額調整控除】

次の(1)または(2)のいずれか、もしくは両方に該当する場合は、それぞれの算式により計算した金額を加えて控除します。 ※(1)(2)ともに適用がある場合は、(1)の控除後の金額から(2)を控除します。

(1)	給与等の収入金額が850万円を超え、次の①から③に該当する場合は、〔給与等の収入金額（1,000万円上限） - 850万円〕 × 10%により算出した金額。①本人が特別障害者に該当する、②23歳未満の扶養親族を有する、③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する
(2)	給与所得の金額と公的年金等に係る雑所得の金額を有し、その合計が10万円を超える場合は、次の計算により算出した金額。「6 給与所得金額の計算」で算出した金額（10万円限度） + 「7 公的年金等(雑)所得金額の計算」で算出した金額（10万円限度） - 10万円

## 7 公的年金等（雑）所得金額の計算

公的年金等（雑）所得の金額は、収入金額に応じて次のように計算されます。

65歳未満	昭和34年1月2日以降生まれ	収入金額 ①	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
		130万円以下	① - 60万円	① - 50万円	① - 40万円
		130万円超410万円以下	① × 75% - 27万5千円	① × 75% - 17万5千円	① × 75% - 7万5千円
		410万円超770万円以下	① × 85% - 68万5千円	① × 85% - 58万5千円	① × 85% - 48万5千円
		770万円超1,000万円以下	① × 95% - 145万5千円	① × 95% - 135万5千円	① × 95% - 125万5千円
		1,000万円超	① - 195万5千円	① - 185万5千円	① - 175万5千円

65歳以上	昭和34年1月1日以前生まれ	収入金額 ①	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
		330万円以下	① - 110万円	① - 100万円	① - 90万円
		330万円超410万円以下	① × 75% - 27万5千円	① × 75% - 17万5千円	① × 75% - 7万5千円
		410万円超770万円以下	① × 85% - 68万5千円	① × 85% - 58万5千円	① × 85% - 48万5千円
		770万円超1,000万円以下	① × 95% - 145万5千円	① × 95% - 135万5千円	① × 95% - 125万5千円
		1,000万円超	① - 195万5千円	① - 185万5千円	① - 175万5千円

## 8 所得控除

所得控除は、納税者の実情に応じた税負担を求めするために、配偶者や扶養親族の有無、病気・災害などによる臨時的な支出の有無などの個人的事情を考慮して、所得金額から差し引く金額です。

控除区分	控除の内容	控除額
雑損控除	前年中に災害（火災、風水害など）や盗難などにより生活用資産に損害を受けた場合	次の①と②のいずれか多い方の金額 ①（損失の金額 - 保険金等で補填される金額） - （総所得金額等の合計額 × 10%） ② 災害関連支出の金額 - 5万円
医療費控除	前年中に医療費を支払った場合	次の①と②のいずれか一方のみ適用 ①（支払った医療費 - 保険などで補填される金額） - （総所得金額等の合計額 × 5%の額又は10万円のいずれか低い方の額） [控除限度額 200万円] ②セルフメディケーション税制の場合は、（特定の医薬品の購入額 - 保険などで補填される金額） - 12,000円 [控除限度額88,000円]
社会保険料控除	前年中に社会保険料（国民年金保険料、公的年金の掛金、健康保険料など）を支払った場合	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済制度等や心身障害者扶養共済制度により掛金を支払った場合	支払った金額

控除区分	控 除 の 内 容	控 除 額
生命保険料 控除	新契約（平成24年1月1日以後の 締結分）の保険料を支払った場合	12,000円以下は支払保険料等の全額 12,000円超32,000円以下は支払金額の1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下は支払金額の1/4+14,000円 56,000円超のときは28,000円
	旧契約（平成23年12月31日以前 の締結分）の保険料を支払った場 合	15,000円以下は支払保険料等の全額 15,000円超40,000円以下は支払金額の1/2+7,500円 40,000円超70,000円以下は支払金額の1/4+17,500円 70,000円超のときは35,000円
	※ 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式に より計算した控除額の合計額 [限度額70,000円]  ※ 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除 の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計 額 [限度額28,000円]	
地震保険料 控除	地震保険契約	50,000円以下は支払金額の1/2 50,000円超のときは25,000円
	旧長期損害保険契約（平成18年 12月31日までの締結分で、保険 期間が10年以上かつ満期返戻金の あるもの）	5,000円以下は支払保険料等の全額 5,000円超15,000円以下は支払金額の1/2+2,500円 15,000円超のときは10,000円
	※ 地震保険契約と旧長期損害保険契約の両方がある場合は、限度額は25,000円になります。	
障害者控除	本人、同一生計配偶者、扶養親族 のうち障害者がいる場合	障害者1人につき260,000円、特別障害者1人につき 300,000円、同居特別障害者1人につき530,000円
寡婦控除	① 夫と離婚した後婚姻をしてお らず、子以外の扶養親族がい る人で、前年中の合計所得金 額が500万円以下の場合  ② 夫と死別（生死不明含む。） した後婚姻をしていない人 で、前年中の合計所得金額が 500万円以下の場合	260,000円
ひとり親控除	婚姻歴や性別に関わらず、生計を 一にする子を有する単身者で、前 年中の合計所得金額が500万円以 下の場合	300,000円
勤労学生 控除	前年中の合計所得金額が75万円以 下で、かつ勤労によらない所得が 10万円以下の勤労学生	260,000円
配偶者控除	次ページ 別表参照	
配偶者 特別控除		

控除区分	控 除 の 内 容	控 除 額	
扶養控除	生計を一にする親族（配偶者を除く。）で、前年中の合計所得金額が48万円以下の場合	一般扶養親族（16歳以上19歳未満）	330,000円
		（23歳以上70歳未満）	
		特定扶養親族（19歳以上23歳未満）	450,000円
		老人扶養親族（70歳以上）	380,000円
		同居する老親等（70歳以上の父母等）	450,000円
※事業専従者と重複しては受けられません。			
基礎控除	前年の合計所得金額が2,500万円以下の場合	合計所得金額	
		2,400万円以下	430,000円
		2,400万円超2,450万円以下	290,000円
		2,450万円超2,500万円以下	150,000円
	2,500万円超	0円	

### 別表 配偶者控除・配偶者特別控除

生計を一にする配偶者（他の納税義務者の扶養親族、事業専従者を除く。）を有する納税義務者で、前年の合計所得金額が、1,000万円以下の者である場合には、その者の総所得金額等の合計額から次の表の区分に応じた金額を控除します。

納税義務者の合計所得金額が、1,000万円を超える場合は、配偶者の合計所得が48万円以下でも控除額は0となります。（同一生計配偶者）

	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	0円～480,000円 (給与収入1,030,000円まで)	控除対象配偶者がいる場合	330,000円	220,000円
		老人控除対象配偶者がいる場合	380,000円	260,000円
配偶者特別控除	480,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円
	1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円	
	1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円
	1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円
	1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円
	1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円
	1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円
	1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円
1,330,001円～	0円	0円	0円	

※ 夫婦間でお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

## 9 所得割の税率

課税所得金額	標準税	
	市民税	県民税
一律	6%	4%

## 10 税額控除

### (1) 調整控除

税源移譲に伴い生じる所得税（国税）と個人住民税（市・県民税）の人的控除額の差に基因する負担増を調整するため、個人住民税（市・県民税）の所得割額から一定の額を控除します。

個人住民税の 合計課税所得金額	調整控除額
200万円以下の方	次の①と②のいずれか少ない金額の5%（市民税3%、県民税2%） ①人的控除額の差の合計額 ②個人住民税の合計課税所得金額
200万円超の方	{人的控除額の差の合計額 - (個人住民税の合計課税所得金額 - 200万円)} ×5%（市民税3%、県民税2%） ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円（市民税1,500円、県民税1,000円）となります。

※合計課税所得金額とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額です。

※合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用はありません。

### ○人的控除額一覧（住民税・所得税）

人的控除名		本人の 合計所得金額	人的控除額		控除額の差
			住民税	所得税	
基礎控除		2,400万円以下	43万円	48万円	5万円(注1)
		2,400万円超 2,450万円以下	29万円	32万円	
		2,450万円超 2,500万円以下	15万円	16万円	
		2,500万円超	0円	0円	0円
障害者 控除	普通	-	26万円	27万円	1万円
	特別	-	30万円	40万円	10万円
同居特別障害者		-	53万円	75万円	22万円
寡婦控除		500万円以下	26万円	27万円	1万円
ひとり親 控除	父	500万円以下	30万円	35万円	1万円(注2)
	母				5万円
勤労学生控除		-	26万円	27万円	1万円
配偶者 控除	一般	900万円以下	33万円	38万円	5万円
		900万円超 950万円以下	22万円	26万円	4万円
		950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円	2万円
	老人	900万円以下	38万円	48万円	10万円
		900万円超 950万円以下	26万円	32万円	6万円
		950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円	3万円



人的控除名			本人の 合計所得金額	人的控除額		控除額の差
				住民税	所得税	
配偶者 特別控除	配偶者 の合 計 所得 金額	48万円 超 50万円 未満	900万円以下	33万円	38万円	5万円
			900万円超 950万円以下	22万円	26万円	4万円
		950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円	2万円	
	50万円 以上 55万円 未満	900万円以下	33万円	36万円	3万円	
		900万円超 950万円以下	22万円	24万円	2万円	
		950万円超 1,000万円以下	11万円	12万円	1万円	
扶養控除	一般	-	33万円	38万円	5万円	
	特定	-	45万円	63万円	18万円	
	老人	-	38万円	48万円	10万円	
	同居老親等	-	45万円	58万円	13万円	

(注1) 税制改正前(令和2年度まで)の基礎控除の差額5万円(所得税38万円、住民税33万円)を適用します。

(注2) 税制改正前(令和2年度まで)の寡夫控除の差額1万円(所得税27万円、住民税26万円)を適用します。

## (2) 配当控除

株式の配当などの配当所得がある場合は、算出された所得割額から、次の配当控除額が差し引かれます。

種類		課税総所得金額等		1,000万円以下		1,000万円超	
		市民税	県民税	市民税	県民税		
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

## (3) 住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除を受けている方で、前年分の所得税から控除しきれなかった金額がある場合は、次のいずれか少ない金額が翌年度の市・県民税の所得割から控除されます。

○ 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった金額

○ 所得税の課税所得金額等の5% (限度額 97,500円)

※ ただし、以下の①または②の条件に該当する場合は、

所得税の課税所得金額等の7% (限度額 136,500円) となります。

①平成26年4月から令和3年12月までに入居された方のうち、消費税8%または10%で住宅を購入された方。

②令和4年1月から令和4年12月までに入居された方のうち、特例の延長等(一定期間内に住宅の取得等の契約を締結した場合)に該当する方。

(4) 寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2,000円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額（基本控除：総所得金額等合計額の30%を上限）

- ① 都道府県、市町村、特別区に対する寄附金
- ② 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- ③ 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
- ④ 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

※ ただし、①の寄附金が2,000円を超える場合は、その超える金額に、下記の表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分の3、県民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額（特例控除：調整控除後の市・県民税所得割の20%に相当する金額を超えるときは、それぞれその20%に相当する金額を限度とする）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円 ～ 1,950,000円	84.895/100
1,950,001円 ～ 3,300,000円	79.79/100
3,300,001円 ～ 6,950,000円	69.58/100
6,950,001円 ～ 9,000,000円	66.517/100
9,000,001円 ～ 18,000,000円	56.307/100
18,000,001円 ～ 40,000,000円	49.16/100
40,000,001円 ～	44.055/100
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90/100
0円未満(課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

- また①の寄附金にふるさと納税ワンストップ特例制度を適用した場合には、寄附金特例控除額に対して下記の表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分の3、県民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した全額	割合
195万円以下の金額	5.105/84.895
195万円を超え330万円以下の金額	10.21/79.79
330万円を超え695万円以下の金額	20.42/69.58
695万円を超え900万円以下の金額	23.483/66.517
900万円を超える金額	33.693/56.307

【ふるさと納税ワンストップ特例制度】

確定申告、市・県民税申告の不要な給与所得者等が、ふるさと納税で、納税先自治体が5団体以内の場合に限り、ワンストップで寄附金税額控除を受けられる特例的な仕組み

なお、本特例の適用を受ける場合は所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます。

(注) 個人住民税は所得税と違い所得割や均等割がかからない（扶養親族等の合計人数、障害者、未成年、寡婦、ひとり親）人的非課税制度があります。給与所得者でワンストップ申告特例申請を行っても、住民税が非課税のため、結果的に軽減を受けられない場合があります。また、ワンストップ特例制度の適用には、翌年の1月10日までに申告特例申請書を納税先の地方団体に提出する必要があります。

(5) 外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得税などを納めているときは、一定の方法により計算された金額が税額から差し引かれます。

**【配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除】**

特定配当等の支払時又は株式譲渡所得等の支払時に特別徴収されている方が申告された場合は、所得割額から控除します。

※ 源泉徴収された配当割額・株式譲渡所得割額控除額（市民税3/5、県民税2/5）

**1 1 課税の特例**

(1) 譲渡所得の特例

土地や建物などの資産を譲渡した場合の所得は、給与や事業所得等の他の所得と分離して税額計算を行うことになっています。

ア 長期譲渡所得の特例

長期譲渡所得とは、譲渡した年の1月1日において、所有期間が5年を超える土地・建物等を譲渡して得た所得をいい、次の計算方法により課税されます。

$$\text{長期譲渡所得の収入金額} - \text{必要経費} - \text{* 特別控除額} = \text{課税長期譲渡所得金額}$$

(ア) 一般の長期譲渡所得の税額計算

$$\text{課税長期譲渡所得金額} \times \text{市民税3\%・県民税2\%}$$

(イ) 優良住宅地等の長期譲渡所得の税額計算

優良住宅地等とは、法律に基づいて宅地を造成する場合です。（他の特例、特別控除適用の場合は、別の税率になります。）

課税長期譲渡所得金額	
2,000万円以下の部分	2,000万円を超える部分
課税長期譲渡所得金額×市民税2.4%・県民税1.6%	課税長期譲渡所得金額×市民税3%・県民税2%

(ウ) 居住用財産の長期譲渡所得（軽課所得分）の税額計算

長期譲渡所得のうち、個人が自己の居住用財産である土地・家屋等で、その所有期間がその譲渡の年の1月1日において、10年を超えるものの譲渡をした場合には（その年の前年又は前々年においてすでに居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用を受けた場合を除く。）軽減されます。

課税長期譲渡所得金額	
6,000万円以下の部分	6,000万円を超える部分
課税長期譲渡所得金額×市民税2.4%・県民税1.6%	課税長期譲渡所得金額×市民税3%・県民税2%

### イ 短期譲渡所得の特例

短期譲渡所得とは、譲渡した年の1月1日において、所有期間が5年以下の土地・建物等を譲渡して得た所得をいい、次の計算方法により課税されます。

$$\boxed{\text{短期譲渡所得の収入金額}} - \boxed{\text{必要経費}} - \boxed{\text{* 特別控除額}} = \boxed{\text{課税短期譲渡所得金額}}$$

$$\boxed{\text{課税短期譲渡所得金額}} \times \boxed{\text{市民税5.4\% (公的3\%) \cdot 県民税3.6\% (公的2\%)}}$$

#### \* 特別控除額 (主なもの)

譲 渡 の 内 容	特別控除額
収用対象事業のために、土地・建物等を譲渡した場合	5,000万円
自分の住んでいる家屋又はその家屋とともにその敷地を譲渡した場合	3,000万円
国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構等が行う土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合	2,000万円
地方公共団体等の行う特定宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合	1,500万円

### (2) 株式等の譲渡所得等・上場株式等の配当所得・先物取引に係る雑所得等の特例

#### ア 株式等の譲渡所得等の税額計算 (一般株式等の譲渡及び上場株式等の譲渡ともに同様)

$$\boxed{\text{株式等の課税譲渡所得等の金額}} \times \boxed{\text{市民税3\% \cdot 県民税2\%}}$$

#### イ 上場株式等の配当所得の税額計算

$$\boxed{\text{上場株式等に係る課税配当所得の金額}} \times \boxed{\text{市民税3\% \cdot 県民税2\%}}$$

上場株式等に係る配当所得について、申告分離課税が選択できます。申告分離課税を選択することで、配当控除は受けられなくなりますが、上場株式等に係る譲渡損失との損益通算が可能となります。

#### ウ 先物取引に係る雑所得等の税額計算

$$\boxed{\text{先物取引に係る課税雑所得等の金額}} \times \boxed{\text{市民税3\% \cdot 県民税2\%}}$$

### (3) 退職所得の特例

市・県民税の所得割は、前年中の所得に基づいて和歌山市が税額を計算しますが、退職所得については、支払者が退職者に退職手当などを支払う際に、他の所得と分離して退職所得に対する税額を次のとおり計算し、支払額からその税金を天引きしてこれを和歌山市に納めます。

$$\boxed{\text{退職金の額} - \text{退職所得控除額}} \times \boxed{1/2} \times \boxed{\text{市民税6\% \cdot 県民税4\%}}$$

※勤続年数5年以内の特定役員退職手当等及び短期退職手当等(退職所得控除額控除後の金額が300万円超の部分)については、1/2を乗じる措置がありません。

#### <退職所得控除額>

勤続年数	退職所得控除額	
20年以下のとき	40万円×勤続年数	最低80万円
20年を超えるとき	800万円+70万円×(勤続年数-20年)	

※ 障害者になったことが直接起因して退職した場合は、上記により計算した控除額に100万円を加算した金額となります。

これら特例の詳細なことは、市民税課にお問い合わせください。

## 1 2 申告

賦課期日（1月1日）現在で和歌山市に住所がある人は、前年中の収入状況を毎年3月15日までに申告しなければなりません。

所得がない方でも非課税証明の発行、児童扶養手当、保育園入園、公営住宅入居、国民健康保険料算定などに必要な場合がありますので、申告してください。

ただし、次のいずれかに該当する人は、申告の必要はありません。

<申告する必要のない人>

- (1) 前年中の所得が給与のみの人で、給与の支払者から給与支払報告書が提出されていて、給与所得の源泉徴収票に記載されている所得控除以外の控除（医療費控除など）を受ける必要のない人
- (2) 前年中の所得が公的年金のみの人で、公的年金の支払者から公的年金等支払報告書が提出されていて、公的年金等の源泉徴収票に記載されている所得控除以外の控除（医療費控除など）を受ける必要のない人
- (3) 所得税の確定申告をした人

## 1 3 納税の方法

市・県民税の納税方法には、普通徴収、給与特別徴収、年金特別徴収の3種類があります。

### (1) 普通徴収

市から6月中頃送付される納税通知書によって、4期（通常6月、8月、10月、12月）に分けて個人が納付する方法です。

### (2) 給与特別徴収

市からの通知に基づき、給与の支払者が通常12回（6月から翌年5月まで）に分けて毎月の給与から天引きして納付する方法です。

退職した場合等で、給与の支払を受けなくなったときは、次の場合を除き、残りの税額を普通徴収の方法で納めていただきます。

- ① 退職金等から一括して特別徴収されることになる場合
- ② 新しい会社に再就職し、その会社が引き続き特別徴収をすることを申し出た場合

### (3) 年金特別徴収

課税年度の初日（4月1日）現在65歳以上の人のうち、納税義務のある人の住民税（年金所得にかかる税額）を年金支払者が年金支払時に天引きして納付する方法です。また、納税通知書は市役所から6月中頃送付されます。

ただし、次のいずれかに該当する人は、対象になりません。

- ① 介護保険料が公的年金から特別徴収されていない人
- ② 住民税が特別徴収の対象となる公的年金から引ききれない人
- ③ 特別徴収の対象となる公的年金の年額が18万円未満の人

#### <徴収方法>

##### ○ 年金特別徴収 1 年目

- ① 年税額の 2 分の 1 相当額を 1 期（6 月）と 2 期（8 月）で、普通徴収により納付していただきます。
- ② 残りの税額は 10 月以降（10 月・12 月・2 月）に 3 分の 1 相当額（年税額の 6 分の 1 相当額）ずつ年金支給額から特別徴収されます。

（例）年税額が 12 万円の場合

1 期（6 月）と 2 期（8 月）は普通徴収により、それぞれ 3 万円ずつ納付していただき、残りの税額 6 万円を 10 月以降（10 月、12 月、2 月）の年金支給額からそれぞれ 2 万円ずつ特別徴収となります。

##### ○ 年金特別徴収 2 年目以降

- ① 前年度の年金にかかる税額の 2 分の 1 相当額が、上半期（4 月・6 月・8 月）の年金支給額から特別徴収されます。（これを「仮徴収」といいます。）
- ② 確定した当該年度の年税額より上半期に仮徴収した額を差し引いた額が、下半期（10 月・12 月・2 月）の年金支給額から 3 分の 1 相当額ずつ特別徴収されます。（これを「特別徴収」といいます。）また、転出された場合は、一定の要件のもと特別徴収が中止となります。

#### 1.4 「市民税・県民税・森林環境税」と「所得税」の違い

「市民税・県民税・森林環境税」と「所得税」は、主に次の点で異なります。

##### （1）前年所得課税と現年所得課税

「市・県民税・森林環境税」は前年の所得に対して課税されますが、「所得税」はその年の所得に課税されます。

##### （2）賦課課税と申告納税

「市民税・県民税・森林環境税」は、市・県民税の申告書、所得税の確定申告書、給与支払報告書などの各種資料に基づく賦課課税になりますが、「所得税」は、納税者が自分で税額を計算して納める申告納付になります。給与所得者（年間給与収入 2,000 万円以下の人）は、給与支払者が年末調整を行い、所得税額を計算し給与から天引きして納税します。

##### （3）均等割の有無

「市民税・県民税」には均等割がありますが、「所得税」にはありません。

##### （4）税率の違い

「市民税・県民税の所得割」と「所得税」は、税率が異なります。

市民税（所得割）	県民税（所得割）	所得税
6%	4%	5%、10%、20%、23%、33%、40%、45%の7段階

##### （5）所得控除の違い

「市民税・県民税」の所得控除は、4 ページから 6 ページまでの表のとおりですが、「所得税」の所得控除とは異なるところがあります。

### 年の途中で転出しましたが？

**問** 私は令和6年1月10日に和歌山市から海南市に転出しました。令和6年度の市民税・県民税・森林環境税はどちらの市に納めることになるのでしょうか。

**答** 市民税・県民税・森林環境税は、その年の1月1日（賦課期日）現在住んでいる市町村で課税されます。したがって、あなたの場合1月1日現在は和歌山市に住んでいたわけですから、令和6年度は海南市ではなく、和歌山市に納めていただくことになります。もちろん、海南市からは納税通知書は届きません。

### 今年9月に退職したのに、令和6年度の市民税・県民税・森林環境税の納税通知書がきたのは？

**問** 私は、令和6年9月末に会社を退職し、その後無職です。ところが、11月に令和6年度の市民税・県民税・森林環境税の納税通知書が自宅に届きました。退職するまで毎月の給料から差し引かれていましたので、これは何かの間違いではないのでしょうか。

**答** 給与所得者の場合は、市民税・県民税・森林環境税を6月から翌年の5月までの12回に分けて会社が毎月の給料から差し引いて納めることになっています。あなたの場合は、退職されたために10月分から翌年の5月分までの8か月分が給料から差し引けなくなりましたので、残額をご自分で納めていただくため、あらためて令和6年度の納税通知書をお送りしたものです。

なお、退職したために差し引けなくなった残りの税額は、次のような場合のほかは、ご自分で納税通知書により納めていただくことになります。

- ① 新しい会社に再就職し、引き続き特別徴収されることを申し出た場合
- ② 6月1日から12月31日までの間に退職した人で、残税額を支給される給与又は退職金などからまとめて特別徴収されることを申し出た場合
- ③ 翌年1月1日から4月30日までの間に退職した人で、支給される給与又は退職金などが残税額を超え①に該当しない人の場合（この場合は、本人の申出がなくても給与又は退職金などから徴収されます。）